

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。</p> <p>なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-1と議案第2号農地法第5条の規定による整理番号5-1については、関連する事項がございますので、合わせて議案第2号農地法5条による規定による許可申請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1及び農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、3月16日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p>

申請地は大字上畑字大西畑地内にございます。

始めに整理番号3-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるということです。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではホウレンソウ、ナス、キュウリ、トマトなど露地野菜を作付けするということです。

また、通作については自宅予定地の隣接地になるので、特段の問題はないと考えます。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

次に整理番号5-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地の北側と南側は議案第1号の整理番号3-1の申請地となっております。北東側に隣接する農地については、日照等問題はありませんでした。また、西側は道路となっていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

事務局から補足説明をお願いいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在、都内のマンションに妻と子どもの4人で居住しています。

農作業については、夫婦共にミニトマトをプランターで栽培した経験があります。今後の耕作につきましては、周辺の農地管理者などからアドバイスをもらいながら周辺農地に影響が出ないように夫婦2名で栽培を行います。

また、今回、申請地の隣接地に農地法第5条の申請により住宅を新築し、妻とともに自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請するものです。

譲受人からは、今回、ホウレンソウ、ナス、キュウリ、トマトなど、露地野菜の作付計画が提出されています。

所有農地はございません。

議長

事務局

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和4年3月7日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機1台、耕うん機1台を導入する予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、都内の所有マンションにて妻と子どもの4人で生活しております。

申請人は夫婦ともに自然豊かで静かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用して申請するものです。

また、申請者は本申請地の隣接地に農地法第3条の申請も合わせて申請しており、今後、露地野菜を栽培しながら自然豊かな環境で生活をしたいと希望し、申請地を選定したとのことでした。

飯能住まい制度としては、57件目の認定となります。類型は農地利用型での認定となります。

申請年月日は、令和4年3月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費、その他に対し、自己資金と融資にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。同行して現地調査していただきました内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2と議案第2号農地法第5条の規定による整理番号5-4については、関連する事項がございますので、合わせて議案第2号農地法5条による規定による許可申請について審議したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2及び農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-4について、3月16日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下畑字宮原地内でございます。

始めに整理番号3-2について、農地の現況ですが、保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるということです。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではトウモロコシ、キュウリ、ナス、ピーマンなど露地野菜を作付けすることです。

また、通作については自宅予定地の隣接地になるので、特段の問題はない

と考えます。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。
次に整理番号5-4について、農地の現況ですが、保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地の北側と東側は議案第1号の整理番号3-2の申請地となっております。また、南側は道路となっていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在、入間市のマンションに妻と子どもの4人で居住しています。

農作業については、夫婦2名で耕作をします。申請人は、以前、飯能市内の親戚の農地を借りて、通算10年程度耕作した経験があります。

また、今回、申請地の隣接地に農地法第5条の申請により住宅を新築し、妻とともに自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請するものです。

譲受人からは、今回、トウモロコシ、キュウリ、ナス、ピーマンなど露地野菜の作付計画が提出されています。

所有農地はございません。

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年3月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を所有しております。。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

す。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、入間市のマンションにて妻と子どもの4人で生活しております。

申請人は夫婦ともに自然豊かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の居住地の近くから土地を探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用して申請するものです。

また、申請者は本申請地の隣接地に農地法第3条の申請も合わせて申請しております。申請地は自然豊かでありながら駅にも近く通勤や買い物の利便性も良いことから申請地を選定したとのことでした。

飯能住まい制度としては、58件目の認定となります。類型は農地利用型での認定となります。

申請年月日は、令和4年3月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのこと関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。
同行して現地調査していただきました内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6 番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3-2 及び議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5-4 について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3-2 について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5-4 について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3-3 について審議いたします。

なお、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による整理番号 3-3 と議案第 2 号農地法第 5 条の規定による整理番号 5-6 については、関連する事項がございますので、合わせて議案第 2 号農地法 5 条による規定による許可申請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の梶川政夫委員より現地調査報告をお願いいたします</p>
9番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-3及び農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-6について、3月20日に松本健一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字坂石字梨本地内にございます。</p> <p>始めに整理番号3-3について、農地の現況ですが、保全管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことでした。</p> <p>譲受人の所有地についてはございません。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではハウレンソウ、サツマイモを作付けするとのことでした。</p> <p>また、通作については自宅予定地の隣接地になるので、特段の問題はないと考えます。</p> <p>現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。</p> <p>次に整理番号5-6について、農地の現況ですが、保全管理されております。</p> <p>周囲の状況ですが、申請地の隣接する農地は議案第1号の整理番号3-3の申請地となっております。また、北側と東側は道路となっております、西側と南側は譲受人の転居先となっていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。</p>

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、梶川政夫委員の説明のとおりです。
譲受人は、現在、都内の賃貸住宅に妻と2人で居住しています。

農作業については、夫婦共に実家の両親が野菜の栽培を行っており、幼少期の頃から農作業の手伝いをした経験があります。

また、今回、申請地の隣接地に農地法第5条の申請により住宅を新築し、妻とともに自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請するものです。

譲受人からは、今回、ハウレンソウ、サツマイモの作付計画が提出されています。

所有農地はございません。

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年3月7日、同日農業委員会受付となっております。
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機2台、耕うん機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については梶川政夫委員の説明のとおりです。

申請人は現在、東京都杉並区の賃貸住宅にて妻と2人で生活をしております。

申請人は、都内の企業に勤務をしておりますが、近年の新型コロナウイルス感染拡大の関係でリモートワークでの勤務が定着していることから、都内への通勤も可能な範囲で長く住める移住先を関東近郊で検討していました。

申請人自身が生まれ育った環境も山あいであり、似たような景観の場所を探していたところ、飯能市の空き家バンクに登録されていた本物件を知

り、申請をするものです。

なお、当該空き家住宅については昭和45年築と51年経過しており、耐用年数的にも厳しいため、今回、申請者が新築建替えを行うものです。また、申請者は本申請地の隣接地に農地法第3条の申請も合わせて申請しております。

申請年月日は、令和4年3月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費及び解体費、建築費に対し、すべて融資にて対応することと関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことではないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました松本健一推進委員から、何か意見等預かっていますか。

9番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長	<p>無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、3月16日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字上畑字中堂地内でございます。 農地の現状は、保全管理されております。 周辺農地への影響ですが、申請地に隣接する農地はありませんので特段問題はないと考えます。 現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p>

議長

説明は以上です。

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、市内の賃貸住宅にて妻と子どもの3人で生活しております。

申請人は以前より、自然環境が豊かな場所で庭のある一軒家で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、また、都心への通勤にも支障とならないエリアということで近隣市町村を選定範囲として探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用し申請するものです。

飯能住まい制度としては、56件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年3月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費、その他に対し、すべて融資にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	<p>同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。 同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意見等預かっていますか。</p>
6 番	<p>同様の意見をいただいております。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
3 番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、3月22日に保谷剛正推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字双柳字甲新田地内にあります。 農地の現状は、保全管理されております。 周辺農地への影響ですが、申請地の北側は道路で、東側と西側は宅地となります。また、南側には家庭菜園で利用されている農地がありましたが、特段問題はないと考えます。 現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については利根川哲委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、市内の賃貸住宅にて妻と2人で生活しております。

申請人は4月にはお子さんが生まれる予定であり、現在の賃貸住宅では手狭になることから住宅新築を検討し土地を探していたところ、今回の申請地が両家の実家にも近く、通勤などの条件にも合うことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

申請年月日は、令和4年3月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、すべて融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

3番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規

定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、3月20日に河野和昭推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字下川崎字芋久保地内でございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、申請地の東側は申請人の工場となりますので特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については小谷野伸一委員の説明のとおりです。

申請人は、市内で製造業を営む法人です。

当法人では、プラスチック製品の加工及び製品開発を行っておりますが、取引先から数種類の新製品の製作依頼があり生産を拡張しなければならなくなりました。現在の敷地では建ぺい率が限界であり、増築ができない状況

です。

新しい工場を建設するにあたり、いくつかの敷地を検討しましたが、条件が合う敷地が見つかりませんでした。そのような中、隣接土地所有者に打診をしていたところ土地の提供についてご協力いただけることとなりました。

このことから、既存工場の隣接地である当該申請地は新製品製造を行うための工場建設の条件に適していることから、申請するものです。

申請年月日は令和4年3月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「既存施設の拡張」にあたるもので「拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」で、今回の申請はこの不許可の例外であると判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました河野和昭推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

2番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規

定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は、主にニンジン、サツマイモ等の露地野菜になります。

販路としては、各種商品小売業者へ卸しています。

整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は主に多品目の固定種などの露地野菜を作付けしております。

販路としては、主に個人宅への販売や市内のお店、飲食店への卸しなどです。

整理番号3番の方は、利用権の設定の更新になります。

2年間の期間において実施する農業塾の研修圃場としての利用となります。農業塾とは飯能・日高市の農協の会員を対象に、いわゆる定年帰農者、Uターン帰農者、農家の女性農業者や子ども等の農家後継者が円滑に就農できるよう、農業知識と栽培技術の習得を目的とした塾で、研修生の人数は12名です。

整理番号4番の方は、新規での利用権の設定になります。

令和4年3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾し、4月から飯能市に新規就農した方です。

有機農法をベースとした少量多品目での経営を考えられております。

経営作物としては、主に露地野菜です。
販売方法として、個人への配送を行っています。
整理番号5番の方は、新規での利用権の設定になります。
明日の農業担い手育成塾の研修圃場として利用権設定をする法人です。
令和4年4月から2年間の期間において研修生に農地である申請地を貸し付け農業研修を実施します。研修生の人数は2名です。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。
次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。
また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。
以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。
説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

5番

プロフ理論とは、どのようなものですか。

事務局

プロフ理論とは、バイオロジカルファーミングの略です。化学的、論理的な有機栽培のことで、高品質、多収穫が実現でき、さらに病害虫にも強い農業を目的とした理論です。

議長

その他、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。
続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。

事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和4年3月飯能市農業委員会総会を閉会します。